

児童クラブ管理運営業務委託について

1 児童クラブ管理運営業務委託について

本市では、児童クラブの運営における職員の確保や保育内容の充実などの課題の解消に向け、令和6年4月より一部の児童クラブで民間委託を実施し、民間事業者の専門的な知識や経験、ノウハウを活用してきました。

これまでの取組を踏まえ、今後も安定した運営体制の確保と保育の質の向上を図るため、令和9年4月からは、現在直営で運営している児童クラブについても民間委託へ移行し、市内すべての児童クラブを民間委託による運営とします（令和9年度の保護者負担金や入所要件等が変更されることはありません。）。

なお、**市内すべての児童クラブを民間委託後も、放課後児童クラブ運営事業の主体は市であり、市が責任を持って事業全体を管理します。**

本市においては、民間事業者と連携を図り、子ども達が安心・安全に過ごせる児童クラブの運営に努めています。

2 民間事業者の決定について

- 「委託先」 キヤレオス株式会社
「運営委託期間」 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
※令和9年3月31日までは準備・引継ぎ期間
「対象クラブ」 (小学校区) 氷丘・野口・八幡・東神吉・西神吉・川西
・陵北・平岡南・志方・志方東・志方西
・野口南・氷丘南・東神吉南
・両荘みらい学園



＜会社案内＞

※その他の小学校区については、「CLC 株式会社」に委託することが決定しています。

3 業務内容について

基本事項	
①市が事業実施の責任者 ※民営化ではなく、民間委託（ <u>公設民営</u> ） ②基本的な実施内容は同じ 開所日、開所時間、開所場所、入所要件、保護者負担金等の利用料、基本的な活動内容 等	
市の業務内容	民間事業者の業務内容
①入退所関係書類の受付・審査・入退所の決定 ②児童クラブ保護者負担金等の利用料の徴収、減免の審査・決定 ③学校との取り決め・情報共有 ④児童クラブの運営状況の確認 等	①児童クラブの運営業務全般 児童の育成支援、日常業務、学校との連絡調整 ②児童クラブ職員の採用、研修、労務管理 ③おやつ代・教材費の徴収、管理、会計報告 ④児童クラブの運営及び保育内容に関する問合せ・相談対応 等

4 委託事業者の変更に伴い、保護者の皆様にお願ひする手続きについて

主な手続き
・おやつ代・教材費の口座振替に係る口座登録手続き（時期：令和9年3月頃） ・入退所管理アプリのアカウント設定手続き（時期：令和9年4月以降） ※その他、委託事業者変更に伴い必要となる手続きがありましたら、随時お知らせさせていただきます。

【問合せ先】

加古川市教育委員会 教育指導部
社会教育課 放課後児童支援係
TEL：079-427-9751（直通）